

（表面）

分析試験の用に供する廃棄物輸入届出書	
年 月 日	
環境大臣 殿	
申請者	
住 所	
氏 名	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の20第5項の規定により、分析試験の用に供する廃棄物（重量が25キログラム以下のものに限り、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の輸入を行うので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
①廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。）	
③廃棄物を生じた者	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
④廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
⑤廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者及び国内における運搬を行う者	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
⑥運搬施設の種類及び運搬経路	

(裏面)

⑦廃棄物の国内における分析試験を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号
⑧廃棄物の分析試験を行うための施設の種類及び設置場所並びに許可番号	
⑨廃棄物の国内における分析試験を他人に委託して行おうとする場合においては、当該廃棄物を国内において分析試験する理由	
⑩輸 入 予 定 年 月 日	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 廃棄物の運搬を行う者及び運搬施設が複数ある場合にあっては、⑤及び⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 廃棄物の分析試験を行う者及び廃棄物の分析試験を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦及び⑧欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)